

令和 2 年 4 月 28 日

保 護 者 様

大 阪 市 教 育 委 員 会
大 阪 市 立 新 生 野 中 学 校
校 長 山 本 義 彦

令和 2 年 5 月 10 日までの臨時休業期間の延長について（お知らせ）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、政府が「緊急事態宣言」を行ったことを受け、大阪市においても令和 2 年 5 月 6 日（水曜日）まで、臨時休業を実施しているところです。幼児児童生徒の更なる感染予防の徹底を図るため、大阪市立の全ての幼稚園・小学校・中学校について、先にお知らせした期間を延長して、**令和 2 年 5 月 10 日（日曜日）まで臨時休業を延長**させていただきます。

つきましては、保護者の皆様におかれましてもご理解賜り、これまでと同様にご家庭でのお子様の健康状態の把握（健康観察表への記入を含む）及び心身の健康と安全、安心への配慮、感染症予防の指導等について、よろしくご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。

5 月 11 日以降の休業の取り扱いについては、国等の緊急事態宣言の扱いをみたうえで、改めてお知らせする予定です。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る対応については、日々状況が変化しているため、変更が生じる場合があります。その折は、改めてお知らせいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

臨時休業期間の延長

- ・ **令和 2 年 5 月 10 日（日曜日）まで臨時休業**を延長します。

（5 月 6 日までとしておりました臨時休業期間を延長します。）

※5 月 11 日（月曜日）以降の対応については、改めてお知らせします。